

## 初石訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団曙会が開設する初石訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う医療保険による指定訪問看護及び介護保険が行う(介護予防)訪問看護の事業の適正な運営に関する事項を定め要介護者(又は要支援者)及び病氣や怪我等により家庭において看護を必要とする状態の者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師は、要介護者・要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 初石訪問看護ステーション  
所在地 流山市東初石2丁目117番地3

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 看護師1名  
管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

従業者 看護師等 常勤換算2.5名以上  
理学療法士・作業療法士 3名 必要に応じ配置する。

看護師等は、訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たる。

事務職員 1名  
必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日  
ただし国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

電話等により、24時間常時連絡、訪問が可能な体制とする。

### (訪問看護の提供方法)

第6条 主治医が交付した訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。

また、訪問看護計画書の作成にあたっては、利用者または家族に対して説明し、同意を得て交付する。

- 2 指定訪問看護等の提供に当たっては、目的達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画書当の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄など日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテルなどの管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料など)

第8条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が法定代理受領サービスである時は、原則として保険者からの負担割合に応じた額とする。

尚、介護保険の適応を受けない訪問看護サービスを提供した場合の利用料は自費設定として、別途定めるものとする。

(＊厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、柏市・流山市・野田市・松戸市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕実施中に、利用者の病状の急変及びその他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(秘密保持)

第11条 従業者は、事務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であつたものに、事務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約を結ぶ。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は提供した事業内容に関する、利用者からの苦情には迅速かつ適切に判断し対応するために苦情処理窓口の設置その他、必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第 13 条 ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

(感染症の予防及びまん延の防止の為の措置)

第 14 条 ステーションは、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に挙げる措置を講じるよう努めます。

- 2 ステーションにおける感染症に予防又はまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。その結果を職員に周知徹底します。
- 3 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 4 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しその内容を記録します。

(虐待の防止)

第 15 条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② ステーションにおける、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について職員に周知徹底します。
- ③ 利用者及び家族等またはサービス事業所等から連絡、通知を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います。
- ④ 職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を定期的に行います。
- ⑤ 虐待等に係る苦情解決体制を整備します。
- ⑥ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑦ 市町村、地域包括支援センター、警察等との虐待等における通報先との連携、協力を努めます。

(暴言、暴力、ハラスメントについて)

第 16 条 ステーションは、暴言、暴力、ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

暴言、暴力、ハラスメントに対する組織、地域での適切な対応を図るとともに、法人内に責任者を選定しています。

- 2 職員に対する暴言、暴力、ハラスメントを防止し、啓発、普及するための研修を実施します。
- 3 職員から、暴言、暴力、ハラスメント行為の相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備をします。
- 4 暴言、暴力、ハラスメント行為が利用者及び身元保証人またはその家族等から、当職員に

対してあった場合には、この契約の解約だけでなく法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言、暴力、ハラスメントの例】

(暴力又は乱暴な言動・殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る)

(身体拘束)

- 第 17 条 ステーションは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と言う。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 身体拘束等適性のための指針の整備・マニュアルの見直し又研修を定期的に行うために委員会を設置する。

(医療 DX 推進の体制)

- 第 18 条 医療 DX 推進の体制について、次のとおりとする。
- 健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認をおこなう。
- 2 取得した情報をもとに情報連携を行い、質の高い看護を目指し医療情報を活用した訪問看護を提供する。
- 3 個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守し適正な管理を行い看護サービスの提供以外の目的には使用しない。
- 4 資格情報の閲覧は利用者及び代理人の同意に基づき行い同意なしにオンライン資格確認は行わない。

(その他運営についての留意事項)

- 第 19 条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 千葉県医療整備課主催、柏保健所主催、流山市役所保健福祉部主催  
千葉県看護協会主催などの研修会
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。